

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和2年度事業点検・評価調書

3-5

3-5

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	各種計画に基づく保存管理
節			
事業(施策)名	5 史跡保存管理計画・重要文化財保存活用計画・重要文化的景観保存計画に基づく保存管理	事業主体	佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～R4	関連団体	県文化行政課、佐渡地域振興局(地域整備部、農林水産振興部)、佐渡市社会教育課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国史跡「佐渡金銀山遺跡」における保存管理計画、国重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」における保存活用計画、国重要文化的景観(西三川地区・相川地区)における保存活用計画等の各種計画に基づき、対象エリアの保存管理を行う。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡保存管理計画、重要文化財保存活用計画、重要文化的景観保存計画に基づき、関係機関(佐渡地域振興局・佐渡市建設課等)や所有者等との協議・調整の上、必要な整備を行う。 		
事業計画と実績	<p>【R2年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 修理工事や現状変更等の事業計画について、保存管理計画に基づき所有者や関係機関等との協議・調整を行う。 <p>【R2年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保存管理計画に基づき関係機関や所有者等との協議・調整を行い、適切に手続きを進めた。 国重要文化財建造物:国への毀損届1件 史跡:国への毀損届8件、現状変更届4件 重要文化的景観:国への毀損届15件、現状変更届0件 		
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関や所有者等への現状変更等の手続きの周知を含め、綿密な協議・調整を行う必要がある。特に、重要文化的景観の個人住宅の修理に対する事前協議や手続きについて住民に周知する必要がある。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 開発行為等の把握に努め、関係機関との事前協議を行うとともに、現状変更等の手続きについて関係者へ周知する。 		
事業評価	<p>【事業の達成度】 [a・(b)・c]</p> <p>【事業実施の効果】 [a・(b)・c]</p> <p>【総合評価】 [A・(B)・C]</p> <p>◇ 本事業は、保存管理を継続していくものであり、令和4年度末までの累積的な目標は設定していないが、概ね計画どおりに進んでおり、一定の成果が得られていることからB評価とした。</p>		

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。